

議案第 25 号

所沢市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

所沢市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 19 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定を踏まえ、印鑑登録の資格要件について所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市印鑑条例の一部を改正する条例

所沢市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。